

## 農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 大宮 惇幸

### 1 日時

平成 20 年 8 月 5 日（火曜日）

午前 10 時 2 分開会、午後 0 時 35 分散会

### 2 場所

第 2 委員会室

### 3 出席委員

大宮惇幸委員長、工藤勝博副委員長、新居田弘文委員、関根敏伸委員、五日市王委員、菅原一敏委員、菊池勲委員、柳村岩見委員、工藤勝子委員、飯澤匡委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

齋藤担当書記、桂木担当書記、紺野併任書記、伊藤併任書記、大村併任書記

### 6 説明のため出席した者

高前田農林水産部長、小田島副部長兼農林水産企画室長、佐々木農政担当技監、須藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、西村林務担当技監、大森水産担当技監兼水産振興課総括課長、松岡競馬改革推進室長、宮参事、高橋農林水産企画室企画担当課長、門口団体指導課総括課長、大澤団体指導課指導検査担当課長、浅沼流通課総括課長、徳山農業振興課総括課長、井上農業振興課担い手対策担当課長、高橋農業普及技術課総括課長、沼崎農村建設課総括課長、川嶋農産園芸課総括課長、工藤農産園芸課水田農業担当課長、佐々木畜産課総括課長、高橋畜産課振興・衛生担当課長、堀江林業振興課総括課長、平野林業振興課特命参事、竹田森林整備課総括課長、中村森林整備課整備担当課長、藤原森林保全課総括課長、五日市水産振興課漁業調整担当課長、佐々木漁港漁村課総括課長、浅沼競馬改革推進室競馬改革推進監、大友競馬改革推進室特命参事

千葉理事

### 7 一般傍聴者

なし

### 8 会議に付した事件

#### (1) 請願陳情の審査

受理番号第 25 号 国営農業水利事業と地方農政局の存続について請願

(2) 継続調査

ア 畜産・酪農緊急対策等への本県の取組み状況について

イ 水田経営所得安定対策の加入状況について

9 議事の内容

○大宮惇幸委員長 おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、農林水産部長から平成 20 年岩手・宮城内陸地震及び岩手県沿岸北部を震源とする地震による農林水産業関係の被害状況と復旧、復興に向けた対応について発言を求められておりますので、これを許します。

○高前田農林水産部長 お手元にお配りしてございます資料に基づきまして、去る 6 月 14 日に発生しました平成 20 年岩手・宮城内陸地震及び 7 月 24 日に発生しました岩手県沿岸北部を震源とする地震による農林水産業関係の被害状況と、その被害の復旧と復興に向けた対応について御説明を申し上げます。

資料の 1 ページを御覧を願います。まず 1 の平成 20 年岩手・宮城内陸地震についてであります。①の被害の状況のとおり、8 月 1 日現在の被害額は 11 市町で総額 106 億 1,300 万円余となっており、本県の地震による農林水産業関係の被害では過去最大の被害額となっているところでございます。

被害の詳細につきましては、次の表のとおりでございますが、その主なものを申し上げますと、農業関係では水田の畦畔崩落などの農地被害が 384 カ所、3 億 6,500 万円、水路、ため池、農道などの農業用施設被害が 413 カ所、17 億 4,600 万円となっており、林業関係では林道等の損壊などの林業施設被害が 582 カ所、11 億 8,000 万円余となっておりますほか、最も大きな被害となりました山腹崩壊や地すべりなどの林地荒廃被害につきましては 48 カ所、69 億 2,000 万円余となっているところでございます。

次に、②のこの地震被害の復旧に向けた対応についてであります。アの農地・農業用施設につきましては、国庫補助事業でございます(ア)の農地等災害復旧事業・団体営農地等災害復旧事業により、復旧に要する事業費を 6 月補正で措置し、早期復旧に努めているところでございます。本事業におきましては、災害査定を 7 月 31 日から開始しており、この査定を 9 月上旬までに終了し、10 月から復旧工事に着手する予定であります。

また、国庫補助事業の対象とならない(イ)の小規模農地等の復旧につきましては、農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度の交付金の活用を促進するとともに、9 月補正要求に向け対応策を検討しております。

また、2 ページをお開き願いまして、③にございますとおり、当部の職員がボランティアを組織し、地域の用水パイプラインの自力復旧活動に対し、支援を行ったところでございます。

次に、イの林業施設等についてであります。早急な復旧を要する山腹崩壊や治山施設などにつきましては、農地農業用施設と同様に(ア)及び(ウ)にありますとおり、6 月補正予算で必要な事業の予算を措置し、鋭意復旧に努めているところでございます。

また、(イ)にございますとおり、復旧工事が終了するまでの間、2次災害を防止するため、伸縮計や土石流センサーなどを国と県が設置をいたしまして、土石流の発生時に速やかに住民が避難できるよう対策を講じているところでございます。

次に、ウの農作物等被害への対応についてでございますが、地震発生直後から農業改良普及センターなどが水田の漏水の防止、リンドウの植え直しなどの被害軽減に向けた技術指導を実施しているところでございます。

また、被害によってかんがいできない水田や用水が不足する圃場が発生したため、営農面での技術指導とあわせ、番水等の実施を土地改良区に指導したところでございます。

次に、(3)の復興に向けた対応についてでございますが、まずアの生産面の対応といたしましては、7月1日に奥州及び一関地域に農業改良普及センターを主体とした地域農業復興支援チームを設置し、被災農家との濃密な個別面談や相談活動を重ねながら、復興に向けたニーズを把握し、そのニーズに対応した支援活動等を取りまとめた地域農業復興プランを策定いたしますとともに、今回の被災を契機として、新しい産地づくりに取り組むためのアクションプログラムを集落ごとに設定をいたしまして、そのプログラムの実践活動に対する支援策を9月補正要求に向け検討しているところでございます。

また、イの販売面の対応につきましては、被災した産直等の(ア)の県内における販売機会の創出に向け、県内の量販店において復興PRを兼ねた移動販売を実施するほか、3ページをお開き願いまして、(イ)にございますような首都圏等における消費者への復興アピールを行うため、これまで本県が培ってきた大手量販店などの民間企業等とのつながりを生かし、首都圏等のフェアなどを活用した復興PR活動等について9月補正要求に向けて検討しているところでございます。

さらに、ウの観光面の対応でございますが、グリーン・ツーリズムの風評被害対策として、都市農山漁村交流活性化機構が主催をいたします全国的なイベントにおきまして、体験型の教育力を企画する学校関係者、旅行代理店等に対しPR活動を行うこととしております。なお、このPR活動に要する経費につきましては、早急に風評被害を防止するため、予備費の充用を予定しており、この充用につきましてはあすの県政調査会におきまして改めて説明させていただくこととしておりますので、御了承いただきたいと思います。このほか商工労働観光部とも連携を図りながら、本県グリーン・ツーリズムを応援いただいている方々に対する情報発信などにより、風評被害の一層の防止に努めてまいります。

次に、2の7月24日に発生した岩手県沿岸北部を震源とする地震について御説明申し上げます。まず(1)の被害の状況についてでございますが、8月1日現在の被害額は21市町村で総額2億3,600万円余となっているところでございます。

被害の詳細につきましては、3ページの表のとおりでございますが、その主なものを申し上げますと、農業関係では水田の畦畔崩壊などの農地被害が41カ所、3,100万円、林業関係では山腹崩壊や地すべりなどの林地荒廃被害が6カ所、1億4,300万円余、水産業関係では県北さけますふ化場の施設の破損など水産施設被害が5カ所、1,000万円余などとなっている

るところであります。

次に、(2)の復旧に向けた対応についてでございますが、アの農地・農業用施設、それからイの林業施設等、それからウの水産施設等につきましては、現在国の災害復旧事業等による復旧対策を検討いたしますとともに、県単独事業による対応も9月補正要求に向け検討を進めているところでございます。

また、エの農作物等の被害への対応につきましては、岩手・宮城内陸地震と同様、菌床シイタケ栽培農家に対して、林業技術センターが雑菌による収量、品質の低下を招かないよう技術指導を実施しているところであります。

さらに、(3)の復興に向けた対応につきましては、岩手・宮城内陸地震の復興対策とあわせて、首都圏等での販売促進活動やグリーン・ツーリズムの風評被害対策に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、県といたしましては、ただいま御説明いたしました取り組みを着実に推進し、今回の2度にわたる地震被害の早急な復旧、そして地域の農林水産業の復興に向け、職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、委員各位の御理解等を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上で説明を終わります。

○大宮惇幸委員長 ただいまの説明に対しまして質問等があるかと思いますが、委員の皆様方には議事進行に協力をいただきまして、最後のこの際に質問をしていただくようお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしましております日程により会議を行います。

初めに、請願陳情の審査を行います。受理番号第25号国営農業水利事業と地方農政局の存続について請願を議題といたします。

その後、当局から何か説明はありますか。

○須藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 前回の7月3日の委員会におきまして、国営農業水利事業の実施状況と政府の地方分権改革推進委員会での検討状況について説明いたしましたが、本日は資料は用意しておりませんが、地方分権改革に関するその後の検討状況等について説明いたします。

地方分権改革推進委員会では、5月28日の第1次勧告後、数回の委員会を開催しております。8月1日に国の出先機関の見直しに関する中間報告を取りまとめたところであります。その内容は、大きく四つの点でございますが、1点目といたしまして国の出先機関の見直しに関する基本的な考え方、2点目は事務、権限の仕分けに関する考え方の具体化、3点目が組織の見直しの方向、4点目が組織の見直しに伴う人員及び財源の取り扱いについての基本的考え方など、検討に当たっての手順などが示されたものであります。

具体的な国の出先機関の見直しにつきましては、今後事務や権限を仕分けいたしまして、各省庁からのヒアリングを行いながら審議を進め、年末までに第2次勧告を提出する予定としているところでございます。

以上が地方分権改革推進委員会での現在までの検討状況でございます。

○大宮惇幸委員長 次に、前回の委員会において請願者に審査状況を伝えるとともに、請願者の意図を確認するよう当職に一任されたところでありますので、その結果を報告いたします。

7月28日でございますが、私が電話にて請願者と直接お話し、委員会の審査状況をお伝えいたしましたところ、請願者からは請願文書はそのままとし、内容を修正する考えはないとの意向を確認いたしました。以上でございます。

次に、本請願に対し、質疑、御意見はありませんか。

○新居田弘文委員 先ほど須藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長からも話がありましたように7月3日、当委員会において継続審議することで決定したわけでございますが、その後委員長が関係者からのいろいろな情報収集とか、あるいは請願者とのやりとり、その他あったようでございますが、請願の趣旨については皆さんも十分理解していただいておりますが、前回の当委員会でも審議されましたように、一部採択というような御意見もありましたし、あるいは今後の意見書を出すに当たっての考え方もあると思いますので、この際委員長から考え方を示していただいて、それについて皆さんと審議したらいかがだと思いますが、皆さんにお諮りをいただきたいです。

今の請願の扱いについて委員長の御判断を示していただけたらと思っています。

○大宮惇幸委員長 それでは、ここで暫時休憩をいたします。

(休憩)

(再開)

○大宮惇幸委員長 休憩を解いて再開をいたします。

請願の審査に資するため、意見書案を配付させます。

(意見書案配付)

○大宮惇幸委員長 ただいま審議をいただいております国営農業水利事業と地方農政局の存続について請願であります。国営農業水利事業の存続について一部採択という意見がございますが、他にありませんか。

○柳村岩見委員 意見書の文面が配られました。以前にも読ませていただいた経緯もありますから、それはそれとして結構であります。こういうふうにしたというのは、委員長がそういうふうにとまとめましたよという部分があると思いますけれども、どうしてそうなったかと。委員長と私がやりとりするという話ではなくて、だれかわりに、少なくとも請願された中身についてはどこも問題がないのではないかと、現状はそうになっており、これから議論される部分もあって、今それがいいとか悪いとかと、そんなふうの一部だ、全部だというふうな話にならなくてもいいのではないかとしゃべっている人もいるわけだ。その経過を経てこういう文面になっているわけだから、そこはこういうことのためにこういうふうにしました、なりましたということだをだれか言わなかったら、これを配られて、あとはいいですかと、岩手県に限らず都道府県議会の常任委員会の審査としては禍根を残す。だから、こ

ういう思いでここをこうしたと、意見書をこのようにしたのだよと、一部採択をして一部はこういう文言に変えたのだよとだれか言ってみなければ、ずらずらいく話でないか。

○新居田弘文委員 私が最初に発言しましたので、今についてお話を申し上げたいと思います。

いずれ岩手県含め全国の土地改良事業、とりわけ大規模なこういう水利事業につきましては、国の事業がなければなかなか推進しないというのは周知の事実でございますし、県内でもそういう形で各地区でやられております。その点につきましては、国営農業水利事業の存続、継続については異議のないところでございます。

ただ、そのやり方の方法として今回の請願の趣旨は農政局の存続と、今までも確かに農政局が中心になってやったことも事実でございますが、先ほど来お話もありましたように、あるいはきのう、きょうの新聞にも国の地方分権推進委員会の答申、今検討中ということでございます。2次勧告でそういう方向性がきちっと示されるということで、国土交通省によれば地方整備局が同じような対象にされて、いずれ国でやるにしてもどういう形になるか、その辺はこれからいろいろ精査されて、その結果あるいは答申が出されるのだらうと思います。いずれ地方分権が進むという中で、必ずしも農政局存続そのものがありきではないという視点から、いろいろ議論をされているのではないかと思います。

したがって、今回の請願につきましては、事業の存続、継続については何ら異議のないところでございますが、ただその進め方についてはいろいろな方法論がある中で、今国の出先を含めた組織の見直しがされているということでございまして、請願の趣旨のように存続ありきではその辺にちょっと硬直性があったり、あるいは推進についての思いが若干違うものがあるのではないかなということで、今回は事業の存続についてはそのとおり結構でございますが、組織のあり方については今までの流れそのままにこだわるのではなくて、新しい執行体制を含めた中で進めるべきというふうを考えてございまして、そういう意味で今回請願の趣旨を受けた意見書の中身の大部分については全く請願の趣旨に沿うものだと私も思っておりますし、ただ執行体制については執行体制の確立あるいは確保というような形で表現しておりますが、それについては今後国の動向などを見ながら、あるいは国と地方の役割分担を見ながら精査させて進むべきではないかなと、そういう思いでこの意見書を取りまとめたのではないかなと私も判断しておりますので、ぜひそういう立場で御理解をいただき、各委員の御賛同を賜りますようお願いいたします。

○柳村岩見委員 出先機関の見直しについての中間報告に盛り込もうとしている中身は、廃止、地方自治体へ移譲、本府庁への移管、この3分類なのです。3分類の中に廃止もあれば地方へもあれば本省へもあれば、全部あるわけ。その議論はこれからのわけですし、これの三つの中のどこの部分を見直し方法として選択するかについては、これからの議論だと思うのです。これ以上申し上げないでこれで終わりにしますけれども、全く政府答弁なので、新居田委員がおっしゃっているのは、そこは忘れないように。政府答弁の中身なのです。私が言わなければならない中身なんだ、それは。だから、そこに矛盾性があるよという

ことを気がつきながらこれから進化をし、向上していくということが大事だと。その辺で終わりたいと思います。

○大宮惇幸委員長 ほかにございませんか。

○飯澤匡委員 委員長のお取り計らいで、この間も暫定版を見せられて、きょうこの意見書案、案ですからね、あくまで。大変立派な内容で、やっぱり新居田委員がおっしゃるように国営事業の果たしてきた役割はこの間の視察にもあったように、これからの中山間地農業を発展する上で大変大事だというふうに思います。ただし、分権改革の中で農政局の存続云々についてはこれからも議論があるだろうし、ただ私は地方議員の立場として分権改革は進めていく方向にさせていただきたいと。したがって、農政局のあくまでも存続という部分についてはちょっと引っかかりがあるなというふうに思います。中身を見ますと、特に後段においてはこれまでも同様に国直轄の事業と位置づけ、国の責任においてという部分で、どのような形で分権されるかわかりませんが、いずれ主体は国営事業は続けるのだということの意味もきちっと出してありますので、私はこの案でいいのではないかと。そして、一部採択、この意見書案でいいのではないかと思います。

○大宮惇幸委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 なければ、質疑、意見を打ち切ります。

さまざま御意見がありましたが、国営農業水利事業の存続について一部採択ということで決定をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 異議なしと認め、国営農業水利事業の存続について一部採択と決定をいたしました。

なお、本請願につきましては意見書の提出を求めるものでありますので、先ほど配付いたしました意見書案のとおり決定をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 異議なしと認めます。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、畜産・酪農緊急対策等への本県の取り組み状況について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○佐々木畜産課総括課長 それでは、畜産・酪農緊急対策等への本県の取り組み状況について御説明申し上げたいと思います。お手元の資料を御覧になっていただきたいと思います。

1 ページおめぐりになっていただきますと、県内の畜産農家に対する配合飼料価格、それから燃料費、肥料費等、資材価格の高騰によります生産費等の影響につきましてまとめてございます。酪農経営から養豚経営まで、平成 17 年の価格暴騰の前と、それから現在 7 月期

との比較で推定したものでございます。

酪農経営につきましては、40頭規模ということで推定させていただきますと、生産費でおよそ17.7%の増、それから肉用牛繁殖経営ですと20.4%の増、肉用牛肥育経営につきましては100頭規模で試算しておりますが、18.7%の増、それから養豚経営、これは母豚100頭規模で試算させていただいておりますが、20.7%増ということで、右側の価格高騰の影響を御覧になっていただければわかるかと思いますが、それぞれの畜種ごとに上段が平成17年当時、下段が平成20年7月ということで、緑色が飼料費の関係でございます。それから、肥料費の関係がピンク色で表示してございます。また、だいたい色で示しておりますのは素畜費の関係でございます。御覧のとおり飼料費の関係が、畜種ごとにそれぞれの構成比率が違いますので、伸びがそれぞれ異なっておりますが、トータルで大体17%から約20%の生産費コストの増になっているということでございます。このことがそれぞれの畜種ごとの収益性に影響しているということになってございます。

参考のほうでは、本県の畜産の生産構造について述べてございますが、酪農では大体1戸当たりの平均飼養頭数が33.6頭、肉用牛では14頭ということで、酪農では全国で41位、それから繁殖肉用牛関係では全国47位ということでございますので、今回の資材費高騰等に伴います収益性などが経営に与える影響というのは極めて大きいというものがございます。

ただ、中小家畜につきましては、飼養頭数規模は全国上位にございます。また、今回の県内の畜産農家、生産費への影響につきましては後ほど詳しく御説明申し上げます。

めくっていただきまして、2ページでございます。配合飼料価格の動向について参考の2のほうでまとめてございますが、配合飼料価格につきましてはその原料の多くを輸入穀物に依存してございまして、特にトウモロコシにつきましては、100%その輸入穀物に依存してございます。年間、平成19年ですと大体1,454万トンほど輸入してございますが、そのほとんどがトウモロコシということで、②に記載してございますが、トウモロコシのほとんどはアメリカからの輸入ということで、アメリカのシカゴのトウモロコシ相場が影響しているということでございます。1ブッシェル、大体25キロ相当ですが、平成18年10月で3ドルであったものが、平成20年6月には7ドルまで高騰しているということで、このことが国内の配合飼料価格の高騰に大きく影響しているということでございます。

ただ、配合飼料につきましては、急激な値上がりの影響を緩和するというので、国では価格安定制度がございまして、国、それから飼料メーカー及び生産者がそれぞれ積立基金をしてございます。その中から価格高騰、価格上昇分に対して一定の補てんがされるという仕組みになってございます。この補てんを加えましても農家の実負担につきましては、平成18年度第3四半期、いわゆる10月から12月期でございますが、トン当たり4万2,600円でございますが、平成20年第2四半期にはトン当たり5万7,350円ということで、差し引き1万4,750円トン当たりの値上がりになってございます。

その関係につきましては、右側の表を御覧になっていただきたいと思いますが、補てん額



を差し引きましても農家の実負担が約1万4,750円トン当たりの増だということになってございます。

こういった配合飼料価格の高騰が畜産経営に大きな影響を及ぼしているわけですが、これに対しまして国では畜産・酪農緊急対策及び追加緊急対策を平成20年2月の緊急対策、それから平成20年6月に追加緊急対策を決定したところでございます。

これについての本県の取り組みの状況につきまして、それぞれの畜種ごとに御説明申し上げたいと思います。まず、(1)の酪農対策でございますが、酪農の対策につきましては一つは加工乳等の価格の対策がございますが、またもう一つは都府県酪農緊急経営強化対策というものが打ち出されてございます。この中身につきましては、経営安定対策ということで、一定規模以上、経産牛1頭当たり約2アール以上の飼料作付面積を有する酪農家ということでございますが、その農家に対しまして生産性向上に資する取り組みという場合に、経産牛1頭当たりですが、2万5,500円を交付するという制度でございます。

こういった生産性向上に資する取り組みかということ、2ページの右側にある表の事業参加要件というところがございますが、この中で国で示している要件、それから国が定めた要件に対しまして、本県の実情に合わせて設定した知事特認要件と、この中から一つを選ぶということの内容になってございます。

その中で特に事業参加要件の上にあります取りまとめ状況を御覧になっていただきたいのですが、本県では7月15日現在でございますが、1,267戸の酪農家のうち1,071戸、約84.5%の農家が都府県酪農の対策に乗ったということでございます。

参加の頭数、乳牛頭数の占める割合ですが、92.2%の参加頭数が対象になっているということでございます。国の要件を受けた農家が69.9%、それから知事特認が22.3%ということで、参加頭数の割合で申し上げますとそうになってございまして、主に知事特認を選んだ農家は小規模の、比較的小さい農家が知事特認をお受けになったということで、県といたしましてはできる限り多くの酪農家がこういった対策に乗っていただくようにということで、こういった知事特認要件を設けたところでございますが、トータルで84.5%の農家に参加していただいているということでございます。

次に、3ページをお開き願いたいと思います。肉用牛の関係でございます。肉用牛、特に右側の表を御覧になっていただければわかるかと思いますが、子牛の市場価格でございますが、BSEが発生してから肉用牛、子牛価格が一時非常に下がりましたものの、その後米国産牛肉輸入禁止等がございまして、需要がまた回復いたしまして、子牛価格が非常に高値でここ何年か推移してきてございますが、平成19年の後半から子牛価格が下がってきてございます。

こういった子牛価格が下がってきたということを踏まえまして、繁殖農家の意欲を高めると、それとまたこういった子牛価格が下落してくる中で、できる限り肉用子牛の資質を高めるという対策が必要であるということで、この肉用子牛資質向上緊急支援対策事業というのが今般6月の追加対策で出されたものでございます。これは、黒毛和種の繁殖経営を対

象にいたしまして、平成20年3月、今年の3月から平成21年2月ですので、来年の2月までの間に家畜市場に上場された子牛の価格が40万円か、または県の平均価格を下回った場合、その子牛を生産した母牛に対して優良な種牛の人工授精または優良な雌牛への更新をした場合に一定額の交付をするというような制度でございます。

こうしたことによって、子牛価格が低下した中で、さらに資質の高い繁殖雌牛を確保しようという制度でございます。これにつきましては、人工授精の予定の農家、または市場に上場された子牛の状況につきまして現在集計中でございます。8月下旬には、大体県内のこういった農家のリストアップを終了する予定でございます。年間本県では2万5,000頭ほど子牛が上場されてございますので、その大体1万頭前後がこれの対象になるのではないかなと思っております。これにつきましては、8月末をめどに対象となる牛について今集計中であるということでございます。

それから、②の肥育経営対策でございますが、肉用牛の肥育につきましては枝肉価格が低くなってきてございますが、その枝肉価格の下落によりまして粗収益が家族労働費を割り込んだ場合につきましては、その8割までが補てんされるという制度がございます。これが肉用牛肥育経営安定対策と、いわゆるマルキン事業と言われている事業でございます。

この補てんにつきましては、国、それから生産者の方々が積み立てした中から補てん金をいただくというような内容になってございますが、現在さらに緊急対策ということで物財費を割り込んだ場合についてはその6割までを補てんすると。この物財費の6割補てんについては、国が全額負担するというような内容になってございます。

それにつきましては、3ページの右側の図を御覧になっていただければわかるかと思いますが、生産費、物財費と家族労働費に対しまして粗収益が下回った場合、いわゆる枝肉の販売額が下回った場合、家族経営費の8割、それから物財費の6割をそれぞれ補てんするというような内容になってございます。

これまで肉用牛肥育経営安定対策のほうでは、総額1億9,000万円が乳雄、交雑、短角で交付されてございます。平成20年度につきましては、現在算定中でございますが、乳雄、短角、交雑について交付されるというような見通しになってございますが、黒毛については価格が下がってはきてございますが、この補償価格まで下がっていないということで、まだ発動にはなってございません。

それから、イの肥育牛経営等緊急支援特別対策事業につきましては、これは6月の追加対策で出されたものでございますが、肉用牛の肥育期間を短縮する、またはエコフィード、自給飼料の利用を行うというような生産者に対しまして、上記の経営安定対策を行っている農家に対しまして、出荷牛1頭当たり5,000円を交付するというような制度でございます。これにつきましては、これから発動ということになりますので、多くの肥育農家がこれに取り組むように周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

めくっていただきまして、4ページでございます。次に、養豚関係でございますが、養豚関係につきましてはその下の豚肉の枝肉卸売価格の動向という表を御覧になっていただければ

ればわかるかと思いますが、比較的平成 20 年の価格水準がこれまでの平成 18 年、平成 19 年の価格水準に比べまして対前年比 111%ということで、資材高騰、えさ高の、いわゆる生産コストがアップになってございますが、その分につきまして価格転嫁というか、比較的堅調な価格で進んできているというような状況になってございます。

そういった状況なわけでございますが、今後価格が下がってくる、または収益性がその分悪化してくるということに対しまして、国では地域肉豚価格差補てん事業という事業を設けてございます。これは、肉豚の取引価格が一定水準を下回った場合に差額を補てんするというので、現在その価格の水準を平成 19 年度 415 円というような設定してございましたが、平成 20 年度には 490 円に引き上げるということで、価格は今現在堅調な形で推移してございますが、ここに来まして若干相場も下がりつつあります。そういった下がった豚価に対して補償していこうという制度でございます。

また、こういった取り組みしているこの制度と連動いたしまして、先ほど肥育のほうでもございましたようなエコフィード、いわゆる自給飼料とか、そういったエコフィードを活用した、そういう改善した農家に対しまして、養豚の場合は出荷豚 1 頭当たり 150 円を交付する制度ということで、これも追加対策で示されてございます。なお、これにつきましても先ほど申しましたように豚価が非常に堅調に推移してございますので、現在のところまだ発動というような状況にはなってございません。

次に、めくっていただきまして、5 ページでございます。これは、養鶏対策でございます。ブロイラーと鶏卵について示してございます。このグラフを御覧になっていただければわかるかと思いますが、東京市場の、上段がブロイラーあるいは鶏肉の卸売価格の動向、それから下段が鶏卵の動向でございます。いずれも対前年比で 120%、これはブロイラーのももて対前年比 123%、それからむねで 160%ということ。それから、鶏卵につきましても対前年比で現在 120%ということで、牛肉の価格が今非常に低迷してきている中で、やはりその比較ということから鶏肉の需要が高いと。非常に高い価格で今取り引きされているということで、先ほども申しましたように非常に配合飼料価格の利用割合の高い畜種ではございますが、その分価格が比較的高く推移しているということで、その左側のほうに、いわゆる価格安定対策とか、それから鶏卵の価格対策を予定してございますが、まだ具体的に発動にはなってございません。

特にもブロイラーにつきましては県単で処置してございますが、平成 20 年度は保証基準価格を引き上げて価格の下落、またはそういったものに対応しようということで対策をとってございますが、現在のところ高価格に支えられているというところでございます。とは申しましても先ほど申しましたように、えさ価格が非常に上がっておりますので、収益性については非常に厳しくなっているのではないかなと思っております。

以上、国の対策でございますが、御覧のとおり大家畜、特にも酪農につきましてもなかなか価格転嫁ができないということで、酪農家の方々は今経営が非常に厳しい状況にあり、それから中小家畜につきましても比較的価格転嫁がされているという中で、この価格が引き

続き継続されるという保証がございませんので、価格が落ちてきた段階の対応、セーフティネットをきちんとしておくというような状況でございます。

県といたしましては、こういった国の対策をできる限り多くの畜産農家の方々に享受していただくと、受けていただけるようなそういった周知の徹底を図っていくということとともに、次に6ページをめくっていただければわかりますが、本県の独自の取り組みといたしまして、やはり基本に戻ってこういった飼料価格高騰に対応する経営の生産構造、経営構造の技術体系、これをきちんとしていく必要があるのではないかとということで、一つには自給飼料の増産というものに積極的に取り組んでいく必要があるだろうということであります。それから、もう一つは、家畜の生産性というものを高めることによって収益を上げるというようなことが大事ではないかなと思っております。

まず、自給飼料増産の取り組みについてでございますが、輸入飼料価格の動向に左右されない、自給飼料基盤に立脚した畜産経営というものが何よりも本県にとっては強みでもあり、また進めていくことではないかなということでございます。岩手県飼料増産推進協議会を平成14年に設置してございますが、今年度も飼料自給率向上に向けたこういった行動計画を具体的に協議会の中で策定し、いかにしてこれからの事例で御説明申し上げますような取り組みを進めて本県の自給率を高めていこうと、または自給飼料を経営の中に生かしていこうというような取り組みをしております。

まず、アでございますが、まず一つは最近の草地、それから青刈りトウモロコシ等、生産性が非常に低下してきている、そういったものの単収を上げていこうということで、その一例といたしまして草地の収量向上、それから低、未利用地を活用した飼料生産の増産に取り組んでいこうということです。特にも既存の草地を更新することによって収量を上げるわけですが、事例①の中で示してございますが、生産性の低下した既存草地の簡易更新ということで、簡易更新機による草地更新、一つは岩手県の農業公社のほうで取り組んでおります。昨年は21ヘクタール簡易更新機を使った草地更新を行って行っておりましたが、今年度は現在50ヘクタールに取り組んでいるということ。それから、個別農家所有の簡易更新機、個人農家所有の更新機を使った更新に取り組むというようなこと。

それから、②では耕作放棄地の活用や草地等の転換ということで、低利用地を活用した飼料用トウモロコシの作付ということで、普代村、洋野町で取り組んでございます。その取り組んでいる内容については、右側の写真を御覧になっていただければと思います。

次に、7ページでございますが、飼料の技術基盤の有効活用ということでは、公共牧場の活用ということを進めていくと。そのために放牧の採草機能の強化、それから周年預託機能の強化、それから飼料用トウモロコシ作付転換の利用。放牧牛の広域的な受け入れ等で本県の公共牧場を最大限活用する取り組みをしていこうということで、ここにそれぞれ事例として挙げさせていただいております。特にも飼料用トウモロコシへの作付転換等では、短角の粗飼料多給肥育サイレージ等を生産させまして、岩泉町の早坂牧場でトウモロコシ転換に取り組んでいるというような内容になってございます。

それから、あわせて飼料生産の外部化ということで、TMRセンターによる労働時間の短縮、飼料費低減というものにも取り組んでございます。県内では八つのTMRセンターございますが、一つは八幡平のデイリーサポートの例、それからTMRうべつということで一戸町で、ここはエコフィードも活用しながら労働時間の低減、それから飼料費の低下というものに取り組んでございます。

それから、めくっていただきまして、8ページでございますが、水田を活用した飼料作物の生産ということがまた何よりも大事だということで、生産調整水田を活用した飼料作物の自給率向上を図っていこうということで、平成19年は水田で約1万1,000ヘクタールの飼料生産を行ってございます。内訳は牧草、それからトウモロコシ等の飼料作物、それからWCSは稲のホールクロップサイレージ、これが156ヘクタール、それから飼料用米というものを昨年度取り組んでございます。具体的には、水田における飼料用トウモロコシの作付ということで、これは転作田を活用した作付を地元のコントラクターと共同して取り組んでいるという例。

それから、稲発酵粗飼料の生産については、これは写真でございますが、一関の遊水地でそれぞれ酪農、肉用牛の農家の生産者と、それから地域の耕作者とが協力をしながらWCS、いわゆる稲発酵粗飼料をつくっているという例。それから水田放牧が近年非常にふえてきてございます。水田放牧では、写真に写ってございますが、例えば奥州市衣川区で水田を放牧地として放牧頭数、現在6頭、これを10頭にしようという計画で今やっております。そういう水田の放牧地の活用。

それから、飼料用米の生産、平成20年160ヘクタールということで現在取り組んでございますが、飼料用米を活用した養豚、採卵鶏等へのえさの自給飼料の代替になるのではないかと試行的な実証の取り組みをしております。

それから、9ページをおめくりいただきたいのですが、生産性の向上の取り組みということで、それぞれ大家畜で先ほど自給飼料の確保とともにやはり家畜の生産性をいかに高めていくかということが重要ということで、酪農では総合支援チームを県内各地普及センター、それから振興局、家畜関係の元県職員と、それからそれぞれの市町村、農協の職員とでメンバーをつくりまして、生産性向上をそれぞれの地域の課題に応じて取り組んでございます。

また、酪農の収益性を高めるということで、ことし県単の事業で行っておりますいわて型肉用牛パワーアップ事業、これは受精卵移植を酪農の育成牛に、公共牧場でことし技術の普及ということで取り組んでございますが、こういった酪農の副産物収入の確保につなげるというような取り組みを行ってございます。40頭規模で計算しますと大体97万円のアップということで、こういった時期に酪農資源と肉用牛の資源を活用した事業を生かしていきたいと考えております。

また、②乳質改善、それから次のページに自給飼料の生産性向上、それから経営改善支援ということで、それぞれの地域のテーマ、地域の課題というのがございます。それに基づき

まして、それぞれの地域で目標を立てて取り組んでいるという事例でございます。特に酪農につきましましては、こういった生産性のアップが直接経営にも響いてございます。これにつきましては、引き続き県としても総合支援チームの取り組みを強化してまいりたいと考えております。

肉用牛につきましましては、10 ページのイに書いてございますが、現在肉用牛増頭運動ということで取り組んでございますが、その中で個別相談窓口の開設、研修会、それから飼養管理のマニュアル配布というものを行っております。こういった取り組みを通じながら1年1産を目指す取り組み、これは奥州胆沢区小山のも〜飼う組合の集団的な取り組みでございます。斉一性のある繁殖子牛の経営をしていこうというような取り組み、それからめくっていただきまして11 ページは子牛の下痢の発生を大幅に低減するというので、これは酪農の初乳を黒毛の子牛に飲ませようと。それを系統的に、または安全性を確認しながら取り組んでいって、繁殖子牛の生産性を高めていこうというような取り組みでございます。子牛損耗防止の取り組み。それから先ほどもお話ししましたが、日本短角種にありましては購入粗飼料を少なくして、できる限り地元のデントコーン等の粗飼料多給肥育を一つのブランド牛肉生産の中に生かすというような取り組みを現在行っております。岩泉それから久慈市等でことし50頭というようなことで、こういった家畜の生産性を上げる、それからプレミアをつけていく、自給飼料の基盤を生かしたそういった取り組みを行いながら燃料価格、飼料価格、それから燃料費の高騰に対応した畜産経営の体質強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、私のほうから御説明を申し上げました。また、資料の後ろのほうには、配合飼料価格の安定制度の概要、それから13 ページには畜産酪農緊急対策の国の施策等につきましてまとめたものを添付してございますので、後で御覧いただければと思います。

○大宮惇幸委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして質疑、御意見等はありませんか。

（「まとめて説明を受けてから」と呼ぶ者あり）

○大宮惇幸委員長 それでは、今委員のほうから説明を受けた後、質疑に入らせていただきたいということでございますので、次に水田経営所得安定対策の加入状況について調査を行います。

○井上担い手対策担当課長 水田経営所得安定対策の加入状況について御説明いたします。資料1 ページを御覧いただきたいと思います。

まず、1として、水田経営所得安定対策の概要についてでありますけれども、本制度は平成19年度から品目横断的経営安定対策として実施してきましたが、昨年度農林水産省で実施した地方キャラバンなどでの現場からの意見を踏まえ、地域の実情に即した変更が行われ、名称についても見直しが行われたものであります。平成20年度からの変更点につきましては、この資料ページの中でゴシックで表現してございます。

水田経営所得安定対策は、農業の構造改革とWTOにおける国際規律の強化にも対応し

得るよう、品目別に講じられてきた経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図ることとしたもので、具体的には担い手を対象に経営全体に着目し、外国との生産条件の格差から生じる価格差を補正するための補てん、生産条件不利補正対策、いわゆる麦・大豆直接支払と収入減少の影響を緩和するための補てんである収入減少影響緩和対策、いわゆる収入減少補てんを行うもので、対象作物は米、麦、大豆等の土地利用型作物となっております。

対象者は、基本原則の経営規模として認定農業者4ヘクタール、集落営農組織20ヘクタール以上となっておりますが、今年度から地域水田農業ビジョンに担い手と位置づけられていて、市町村が加入が相当と認めれば経営規模によらず市町村特認として加入可能となるよう見直しが行われました。

(4)の支援の内容ですが、麦・大豆直接支払は、担い手の生産コストのうち販売収入で賄えない部分を過去の生産実績と毎年の生産量、品質に基づく二つの支払いにより補てんするもので、麦、大豆を対象としております。

また、収入減少補てんは、その年の米、麦、大豆の販売収入の合計額が過去の標準的収入より下がった場合に減収額の9割を補てんするものです。今年度から農家の選択により、10%を超える収入減少にも対応できるよう20%までの減少に備えられるようになりました。

さらに、運用面でも集落営農に対する5年後までの法人化に向けて努力してきたものの予定期日までに法人化できなかった場合でも目標を延期することができるよう指導の弾力化が図られるなどの見直しが行われております。

2ページをお開き願います。次に、2の平成19年産の交付状況についてであります。まず、収入減少補てん交付金については県全体で19億7,100万円余が交付され、米だけを作付している農家では補てん額が10アール当たり1万3,009円となり、これを平成19年産の平均的な10アール当たりの販売代金11万8,434円に加えると13万1,443円となり、平成18年産の販売代金12万5,294円を上回る収入となりました。また、10アール当たり収入額を60キログラムあたりに換算すると1万4,908円となり、平成18年の米生産費調査から試算した再生産が可能な米の価格水準1万4,109円を確保しております。

次に、(2)の麦・大豆直接支払交付金の交付状況について、表1にまとめてございます。固定払いは総額7億3,200万円余、10アール当たり交付単価に換算しますと麦が1万6,547円、大豆が1万4,877円の交付となりました。成績払いについては、総額2億2,200万円余、10アール当たり単価にしますと麦が4,194円、大豆が4,193円となります。麦・大豆直接支払交付金の総額では9億5,400万円余が交付されました。

また、表2に本対策実施前の経営安定対策である麦作経営安定資金及び大豆交付金の平成18年産の交付額を示してございます。これを麦・大豆直接支払と比較しますと、キログラム当たりの交付水準で、麦では直接支払交付金が97円に対して旧対策92円、大豆では同様に144円に対して133円とほぼ同様の水準が確保されております。収入減少補てんと麦・大豆直接支払を合わせた交付金総額では29億2,600万円余が交付されてございます。

3 ページをお開き願います。次に、3 の平成 20 年産の加入状況について御説明いたします。まず、全県の加入面積等の状況でありますけれども、詳細は表 3 にまとめてございます。米については、今年産の加入は認定農業者、集落営農組織合わせて 2 万 1,172 ヘクタールで、平成 19 年産と比較して 111%、本年産の目標との比較では 84% の達成率となっております、麦では同様に加入が 3,482 ヘクタール、前年比 104%、達成率 102%、大豆では同様に加入 2,997 ヘクタール、前年比 131%、達成率 181%、合計面積にいたしますと 2 万 7,651 ヘクタールとなり、前年比 112%、達成率 91% となっております。

なお、加入目標については、平成 22 年産の米の加入目標を平成 17 年産の資料をもとに全販売仕向面積である 3 万 6,000 ヘクタールとして、今年度はその 70% と設定したものであり、麦、大豆については販売仕向の全作付面積に設定したものです。

次に、(2) の地域別の加入状況についてですが、表 4 にまとめてございます。加入した経営体については、認定農業者では盛岡、花巻、一関地域で多く、集落営農組織では胆江、盛岡、花巻地域が多くなっております。表の右のほうに加入経営体の増加数がありますが、認定農業者は花巻地域が、集落営農組織は盛岡地域が多くなっております。表右端の米の販売仕向面積に対する加入面積の割合については、花巻、胆江、盛岡地域が大きく 65% を超えており、うち胆江地域では 70% を超えております。

4 ページ目を御覧願います。今年度、新規に加入した経営体等の状況についてでございます。表 5 にまとめてございます。水田経営所得安定対策のメリットの周知や集落営農の組織化、新規拡充された市町村特認の活用等により、全体で 750 経営体、2,398 ヘクタール増加しております。そのうち市町村特認では 493 経営体、851 ヘクタール増加し、これが新規加入に占める割合は経営体数で 66%、作付面積で 36% となっております。経営規模によらない市町村特認で加入した認定農業者の米の作付面積は、個々の経営規模が小さいということで、原則要件の 4 ヘクタールを下回り平均 1.7 ヘクタールとなっております。

また、地域の担い手として地域水田ビジョンに位置づけられるなど市町村特認として加入要件を満たしながら今回加入しなかった農家の理由を調査しましたところ、経営全体における水稻のウエートが小さいとしたものが 31%、今しばらく様子を見たいとしたものが 22%、メリットが不十分としたものが 11% などの理由が上位を占めております。

4 の今後の対応についてでございますが、加入経営体への支援といたしまして、まず認定農業者へは経営規模拡大に向けた農地の面的集積を促進する事業の導入や機械施設整備の支援、経営能力の向上に向け、岩手大学と連携したいわてアグリフロンティアスクールの開設など、また集落営農組織に対しては集落リーダーへの支援体制の強化や集落カルテを活用した個別支援、さらには農地の面的集積と農業機械の整理合理化に向けた支援、経営の多角化に向けた各種研修の実施や経理などに係る税理士などの専門家の派遣などによる支援などを行うこととしております。

さらに、対策への未加入農家に対しては、既存の集落営農への加入や新規組織の設立を引き続き誘導するとともに、稲作構造改革促進交付金の活用や園芸品目、アグリビジネスの導



入等を支援することとしております。以上で説明を終わらせていただきます。

○大宮惇幸委員長 ありがとうございます。ただいま畜産・酪農緊急対策等への本県の取り組み状況、そして水田経営所得安定対策の加入状況について説明をいただきました。この2点につきまして質問、御意見等がありましたら御発言を願います。

○飯澤匡委員 酪農対策についてちょっとお伺いします。

ことしの4月に乳価交渉があつて、飲用では3円上がったわけですが、これによって大分需要が低下したという部分も聞いているのです。この間テレビでやっていたのですが、年に1度やっている乳価交渉を再度やりたいというような生産者サイド、おそらく全農を中心にしたものが出ていると思うのですが、それらについてどの程度、見込みがあるのか、情報があるのかお聞きをしたい。それから2点目は乳質改善の指導等を関係団体とも協議しながらやっていただいて、質のいいものを市場に安定的に供給するということなのですが、ただ今の飲用の需要先、マーケットを見ますと、今までの例えば脂肪だとか、無脂固形だとか、これは相手側の、そしてまた売り手側の事情もあるかと思うのですが、市場では逆に低脂肪のほう売れているというような状況もあつたりして、岩手の産地としてそこら辺を例えば今までのように穀物を中心にして脂肪も安定させて、このような生産体質でいいのかどうか。これは市場との兼ね合いもありますよ、系統団体との取り引きの関係もありますが、私は曲がり角といいますか、転換期にあるのではないかと思うのです。ある系統に入らない方々、酪農家の一部の方々は草地だけでやって、本当に自然のままの取り組みで、確かに乳量も出ないし、手間もかかりますけれども、これは一つの戦略として当たっている部分もあると。今後酪農の経営を安定させていくために、今までは系統団体を中心にして、これは随分効率的に、そして安定的に農家の方々も経営をしてきたのですが、県として乳質のあり方、これをどのように今考えているのか、その点だけちょっと御意見をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○佐々木畜産課総括課長 まず、1点目の乳価交渉のお話でございますが、新聞等でも報道されてございますが、生産者団体のほうでは10月1日の値上げということで、何とか乳業メーカーのほうに話をかけていると。それぞれの生産者の団体のほうで乳価10円とか、東北の生乳販連では8円90銭の値上げということで、現在鋭意メーカーに対して乳価交渉に入っているということで、今委員お話のとおり値上げによって需要が下がるのではないかという懸念があつて、乳価の交渉が非常に難しいというような状況と伺っております。

それから、2点目の乳質の関係でございますが、私どもで牛群検定等をやつた中で、今乳質の中で一番県として取り組まなければならない事項はやはり安全性とか安心ということの中で、今お話にあつた乳脂肪とか無脂固形分のことではなくて、細菌数とか体細胞数とか、こういったものをもっと改善していくことによって、実はそのことが乳価に直接反映してございます。細菌数、体細胞数がゼロのレベルであればプラス1円の乳価ということで、これは直接酪農家に恩恵がございまして、ですので、私どもはできる限り細菌数、体細胞数の少ない、そのためには搾乳の機械の整備だとか、それから搾乳の仕方だとか、そういった要因

がございます。そういったことを乳質改善のチームの中でも個別に回りながら、酪農家のできる限りそういったきれいなというか、体細胞、細菌数の少ない牛乳生産、それがまず乳質改善のねらいではないかなと思います。

牛群検定では、今申しました脂肪とか無脂固形についてはかなりもうクリアしていると。今お話しのように、それには濃厚飼料というものもかなりかかわってきているのではないかなと。直接それを下げるために、えさのC O Qの改善ということではなくて、先ほど申しましたように安全、安心という観点で細菌数、体細胞が少ない、安全で安心な牛乳生産というものに取り組むことが大事だと考えております。

○飯澤匡委員 よくわかりました。ただ、逆に現時点で現実的にはやっぱり脂肪の部分、夏に下がるわけですね。下がるとやっぱり乳価が下がるわけですね。私の考えでは、そのところをもう少し弾力的にできると。そして草地の自然に近い飼料米等をこれから使えば、これはまた下がっていく方向になると思うのです。これは、もう市場原理でそのような形で契約が結ばれる。買う者そしてまた売る者というそういうものが相対してあるわけですし、県はいずれ体細胞だとか安心、安全を中心にしてまず第一義的に考えたいと、そういうことです。では、次なる展開のときにまたお話を伺いたいと思います。以上です。

○新居田弘文委員 さっき畜産、酪農の緊急対策についていろいろ説明がございました。生産費が非常に高騰していると、もちろん油関係とか、あるいはえさの高騰もあるわけですが、今までは外国から買えばできたという時代もあったのですけれども、今は絶対量が国内で、あるいは世界的にないということで、買いたくても買えないというのがこれから先の話ではないかなと思います。

そういう意味で、今示されたのは当面の緊急対策ということで、これはこれで可とするところですが、そろそろ現実的な今のことよりも、5年、10年後を見据えた対策をそろそろ県としても考えていいのではないかなと思うわけです。これは県だけでもなかなかできる話でもありませんので、いわゆる国の政策と一体的になってトウモロコシとか大豆の取り組みとか、あるいはそれが耕作放棄地の活用とか、あるいは農業水利の問題、さまざまな影響が大きいかかわりがあるものですから、そういう意味で、これはこれでいいのですけれども、長期的なものの考え方を整理していかないと、これから酪農をしたくても、肉用牛を飼いたくてもえさが調達できないと。そういうことになれば今の39%のカロリー自給率もあるいは将来もっと減る可能性を持っているのではないかと、こう危惧するわけです。そういう意味で県としてもっとマクロの話でいろいろ検討して対応すべきではないかと思いますが、まず部長さんにその辺のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、さっき個別のお話がありました。卵関係あるいは鶏肉については非常にいい値段で推移しておりますが、一方では肉牛その他については厳しい関係であるわけですが、その辺の大きな要因というのはどうなのでしょう。というのは、今肥満とか、あるいは中性脂肪がどうのこうのということで、さまざま生活習慣病の問題が出ていますが、そういう食生活と人の体の関係で嗜好が鶏卵とかそちらのほうに向いていくのか、あるいは

そうではないのか、所感あるいは分析していたとすればちょっとお聞きしたいと思います。

○高前田農林水産部長 畜産の振興対策の関係で、当面の緊急対策ということではなくて中長期的な対策も考えるべきだという御指摘でございます。今まさに原油価格、それから飼料、肥料、そういった生産資材の高騰に対して、どのように緊急的に経営安定対策を打っていくかということが中心的な関心になってはいるわけですが、一方におきまして委員御指摘のとおり国際的な穀物需給の動向といったようなことを勘案いたしますと、やはり将来的な畜産の経営安定を図っていく上で、果たして国内でそういったえさをどうやって供給していくかということが大きな問題になっていると認識をいたしております。

国のほうでもこういったような問題意識のもとで、特に食料自給力の強化ということがこれから大きなテーマになってくると認識をしております、現在国の来年の予算要求に向けた、いわゆる概算要求の検討が進められておりますが、この検討の中で大きなテーマになっておりますのが御案内のとおり飼料米それから主食用以外の用途の米をどうするかということです。これの振興に向けた具体的な対策が来年度予算の中で明らかにされるといったような動きもございまして、こういうものもにらみながら、一方において本県にある水田、これをどうやって活用して食料自給力の強化に貢献できるかということも大きなテーマになりますので、私ども部内、それから一部全農県本部も構成員として入っていただきまして、現在プロジェクトチームを立ち上げまして、飼料米それから米粉等の加工用米の振興に向けた具体的な検討というものをスタートさせているところでございます。今後こういった部内の検討チームの成果も踏まえながら、平成21年産からの本格的な取り組みというものに向けて準備をしていきたいと考えているところでございます。

それから、もう一点、卵、鶏肉それから牛肉の需要の関係の御質問がございました。これはなかなか難しい問題もございまして、牛肉の価格動向につきましては、これは委員にも御案内のとおり非常に変動がございました。例えば外的な要因でBSEの影響等もあったわけでございますけれども、やはり消費者の嗜好というものがこれからどう向いていくのかというのはこれから私どもも重大な関心を持って見ていかなければならないのだろうと思います。

所得の水準が上がれば、いわゆる鶏肉、豚肉から牛肉に需要がシフトするというのが一般的な考え方でございますが、最近是这样いったようなことでは必ずしも説明できないような事態が出てきております。

もう一つ考えなければならないのは、やはり食生活、それから健康志向ということだろうと思っております、そういったような中で特に海外から輸入する鶏肉の安全性に対する不安といったようなこともございまして、非常に需要が国産に回帰をしてきているといったようなこともあって、最近こういったような動向になっているのだろうと思います。

今後果たしてこの鶏肉と牛肉の関係がどうなっていくのかということに関しては、一概には申し上げられませんが、やはりそういった食生活のニーズというものをしっかりと見きわめた対応が求められてくるのだろうと思いますので、その動向については注視してま

いりたいと考えております。

○新居田弘文委員 ありがとうございます。今部長さんからいろいろ決意のこもったお話がございました。昔岩手県産米50万トン運動という全県、全市町村挙げて取り組んだ経過がございましたし、私も一自治体で、そういうところがかかわった思いがございます。いずれ来年、再来年という視点もありますけれども、さっき申し上げましたように日本の食生活あるいは食料確保、そういう面から長いスパンの中で本格的な議論なり、あるいはそういう対応をぜひ進めていただきたいということをお願いして終わります。

○工藤勝子委員 それでは、最初に部長さんにお聞きします。災害のほうの関係での御説明がございました。その中で過去最大の被害額だというようなことで、ぜひ災害復旧に向けて迅速に対応していただきたいということと、先ほどの中で小規模な農地被害等については9月補正で要求すると。その中で農地・水・環境保全向上対策というような話がちょっと出てきましたので、それに加入している集落で今回小規模で災害に遭ったところは農地・水・環境保全向上対策のお金を使って地域住民の手で復旧することができるのかどうかというようなことを確認したいと思っております。その辺についてお聞きしたいと思います。

肉牛のほうの関係ですけれども、繁殖農家としても子牛の価格が非常に落ちてきております。高いときよりは10万円ぐらいは下がっているということで、非常に子牛の質と申しましょか、種の関係で10万円台の子牛も市場に出てきていると、まさにBSEが発生したときに何かまた戻ってきたみたいなの、そういう傾向もあると聞いております。そういう中において、えさも高くなってきているわけで、また畜産農家に元気がなくなってきているなと思っております。その中で人工授精によって優良な種牛をとというようなことで、一定額を交付するというお話もございました。そして、また制度の周知徹底を図るとありますけれども、例えば子牛が安くなってくると農家として種にも非常にお金をかけづらくなってきている現状がございます。私たち農家で1発と言うのですけれども、例えば1発で何万円というのがあるのです。それでつけばすごくいいし、そこでまた雌牛に子牛が生まれれば、それをまた土台として私たちは自分で養育をして、そしてそれを母親にするわけですけれども、そういう形の中で例えば3発、3回保証がありますよというものもあるわけです。高くてもそういうのにかけることもあるわけですけれども、ところがなかなか種が手に入らないということもあるのです。ですから、そういう情報を今後どのように農家のほうに伝えていくのかというようにと一定額の交付、例えば金額に対してどのぐらいの額を交付しようとしているのかというようにと聞いてみたいと思っております。

それからもう一点、公共牧場の利用です。岩手県内、公共牧場はかなりの数があると聞いておりますけれども、これの関係で基盤整備をします。遠野もその一つに入っていて、多分国営でやるというようにところも聞いておりましたのですが、農協自体が合併してしまったものですから、いろんな形で本当にこの基盤整備が進んでいくのかどうかというようにところも疑問を持っているところがございます。その点について遊んでいる公共牧場というのはどのくらいあるのか、活用されているのはどのくらいあって、どのくらいの牛が放牧

されていらっしゃるのか。

それから、この暑さで今非常に牛が困っているという話を聞いておりました。暑いのは牛は余り困らないのですけれども、害虫というのでしょうか、アブが非常に多くて、それに悩まされている牛が結構いて、逆に里に下げているというようなことも聞いておりますので、その辺のところを県はどのようにとらえているのかというようなところもお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○沼崎農村建設課総括課長 今回の災害の対応についてということで、小規模な農地災害で農地・水・環境保全向上対策が対応できないのかというようなお話でございましたけれども、部長からも申し上げたとおり農地・水・環境保全向上対策、あるいは中山間地域等直接支払制度の共同活動の中で対応できるというようなことでもございますので、ぜひ地域の話し合いの中でそのような取り組みを検討していただきたいと思いますが、なお当初皆さんで想定した本年度計画があると思いますけれども、そことのすり合わせといたしますか、その辺もぜひ御検討いただければありがたいと思っております。いずれ対応できますので、よろしく願いいたします。

○佐々木畜産課総括課長 先ほど肉用牛の子牛のお話しいたしました、資質向上緊急支援対策事業、まさに今委員からお話があったように価格が下がったときに、またいい資質のものをかけるという、なかなか農家の踏ん切りつかないと。そこを何とか支援して、よい牛を残してもらおうということで、具体的な内容につきましては県の平均、市場の平均価格、その月の市場価格を下回った場合は1万円と、それから下回った額が2万円未満であれば2万円、それ以上であれば3万円、1回当たりの人工授精について支援するという内容です。また、安い子牛を出した牛を更新しようとした場合は5万円というような助成内容になってございます。

それから、2点目は、なかなかつきたい種が入らないということなのですが、一応今の事業で対象とする優良な種牛というものは、例えば県の種雄牛であったりとか、それに該当するような能力のある高い牛ということで、その辺の具体的な御相談は、先ほどもお話ししましたが、実は毎月市場の開設のときに相談会を設けてございます。そういった中で御相談いただければ、例えばどういった種をどういったふうに入手ということの御相談にお答えできるのではないかなと思っております。

それから、3点目の公共牧場の関係でございますが、公共牧場につきましては前の議会の中でもいろいろ御質問ございました。実際公共牧場の大小いろいろございますが、一つの事例と申しましては先ほども御説明申し上げました公共牧場には今まで牛を上げて夏に放牧するというようなことで公共牧場だったのですが、さらに草地だとか、それからデントコーンの栽培をして、それをつくって売るとか、それからもう一つはその中でキャトルセンターと組み合わせた利活用を図るとか、そういった利用をしてございます。

そういったことで、公共の畜産牧野の基盤整備につきましては限られた予算ということではございますが、一応計画的に進めてございます。地元と協議が調い次第、隔障物だとか、

牛舎だとか、そういったものをきちっと整理しながら利用率を高めていこうということで取り組んでございます。予算の中でございますので、そのところを計画的に進めさせていただきたいと考えております。こういったことで今までも須川とか、それから種山等の牧野、それから胆沢牧野等で牧場に上がる、利用する農家、頭数がふえてきているということがございますので、引き続き公共牧場の機能の強化には取り組んでまいりたいと考えてございます。

お尋ねの具体的な、どの牧場が今どうなっているかということの数字については、ちょっと今手元に資料がございませんので、そういった牧場の置かれている状況に応じて機能性の強化を図ってまいりたいと考えてございます。

○高橋振興・衛生担当課長 先ほどお尋ねのありました公共牧場における昆虫、アブ、これがふえているということなのですけれども、このことについては直接こちらで情報は把握しておりません。今まで公共牧場ではピロプラズマ病といいまして寄生虫病があるのですけれども、そちらの対策、ダニ対策を中心に行ってきたものでございます。

アブについても吸血して、いろんな伝染病を広げて歩くおそれがありますので、こちらについても畜舎であればアブトラップというアブを集中的に集めたりする機械などもありますから、そういったもの、公共牧場ではどういった対策が必要なのか、その辺も現場の職員と情報収集、それから相談しながら今後対応してまいりたいと思います。

それから、もう一点、非常に暑い時期を迎えております。この暑熱対策でございますけれども、毎年定例なのですけれども、7月の月上旬にそれぞれの畜種ごとに畜舎における暑熱対策だとか、それから公共牧場における暑熱対策、そういった注意事項を箇条書きで各関係機関、団体に配っております。これを農家のほうに周知していただいているわけですが、今後ますます暑さが厳しくなりますので、これを一層周知してまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 ありがとうございます。それでは、農地・水・環境保全向上対策のほうの関係ですけれども、これは使えるというようなことで、小規模であればこの対策のお金を使って自分たちの村なり地域なりの整備をするということですが、これは市町村との連携にも、そういう周知が行っているわけですね。その辺について。

農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいる集落についても情報が行っているのかというようなところをもう一度お願いしたいと思っております。

それから、良質の子牛の関係のほうで、ホームページ等も開いていらっしゃるのかというようなことを聞いてみたいと思っております。よろしく申し上げます。

○沼崎農村建設課総括課長 農地・水・環境保全向上対策の災害への対応についてでございますけれども、災害発生後、既に関係する市町村、それから集落組織のほうにも3回文書でお知らせしておりますし、それから現在県内各地を回って出前相談会をやっておりますが、その中でも周知するように努めております。

○佐々木畜産課総括課長 今お話をいただきました当課のホームページのほうにそういっ

た対策について掲示をするということについては、まだしてございませんので、早急に掲示をして皆さんに見ていただいて、わかりやすくしたいと考えています。

○大宮惇幸委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大宮惇幸委員長 なければ、以上で調査を終了いたします。

次に、この際、執行部から主要農作物の生育状況と今後の技術対策についてほか1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○川嶋農産園芸課総括課長 主要農作物の生育状況と今後の技術対策について御説明をいたします。

これまでの気象経過と今後の予測でございますが、春以来少雨傾向にございましたが、7月に入りましてまとまった降雨を見てございます。7月19日に東北北部が平年より8日早い梅雨明けとなったわけでございますが、その後も断続的に降雨があり、懸念されておりました水不足は解消されつつある状況でございます。気温は6月以降高目に推移してございまして、東北地方の3カ月予報によりますと平年並以上となる確率が高いという予測が出てございます。

次に、生育状況と今後の技術対策であります。水稻の生育状況につきましては6月下旬までは1日から2日おくれでございましたが、その後生育を回復してございます。出穂期は平年並みの8月上旬を予測してございます。表1で御覧いただきますように、減数分裂期の実測値から平年並み8月上旬の出穂を予測しておるところでございます。

技術対策でございますが、斑点米カメムシ類が平年より多く発生が予測されてございますので、7月31日発行の農作物技術情報等によりまして防除の徹底をしているところでございます。

畑作物、大豆の生育状況につきましては、一部少雨による影響がございましたが、7月以降の好天により回復してございます。

野菜類でございますが、生育状況では6月までの少雨によりましてキュウリ、トマト等の露地果菜類の生育おくれ、キャベツ、レタス等の葉菜類の小玉傾向が続いてございましたが、その後の降雨によりまして生育はおおむね回復してございます。全般に害虫の発生が多く、7月中旬以降降雨もございましたので、病害も増加する傾向にございます。

技術対策といたしましては、露地野菜に関しましては病虫害の防除の徹底を指導しておるところでございますし、今後気温の上昇に備えまして遮光資材の利用等による高温障害防除の指導をしておるところであります。

果樹、リンゴの生育状況でございますが、これも6月までの少雨によりまして果実肥大がやや停滞する傾向にございましたが、まとまった降雨により回復してございます。引き続き適正着果量の確保をお示ししますとともに、凍霜害等により着果量の減少した県北等の地域にありましては、過繁茂等による病害の多発を防止するための防除の徹底を指導してございます。

花卉でございますが、リンドウ生育状況では6月以降の高温により平年に比べて開花が数日早まっております。小菊は6月までの少雨により草丈が低く、平年並みからやや早目の開花となっております。いずれリンドウ、小菊とも旧盆本格需要に向けまして順調に生育しておる状況というふう聞いてございます。

次に、主要野菜、花卉の販売状況、7月末の状況でございますが、6月までの少雨によりましてキュウリ、トマトの出荷量が昨年と比べて減少しており、キャベツ、レタス等はほぼ順調な出荷を見ているところでございます。野菜は全国的な出荷量の増加により価格が低迷してございまして、出荷金額が昨年を下回っておる状況にあります。花卉はリンドウの開花が早まったことから出荷数量が昨年を大きく上回っております。小菊は生育は順調でございますが、開花が著しく早かった昨年と比べましては出荷量が前年を下回るというような状況になってございます。今後大雨、降ひょう、あるいは台風等の被害が心配される時期でもございますので、引き続き情報収集と指導の徹底により現地対応をしっかりしたいと考えてございます。以上で説明を終わります。

○浅沼競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況等について御説明いたします。

最初に、計画達成状況でございますけれども、岩手競馬第9回、8月4日まで通算54日間の達成率でございますが、101.6%ということで計画を上回って推移してございます。それから、広域受託発売につきましては95.5%と若干下回っている状況になってございます。内訳については表のとおりであります。

2番目に、前年度比較の状況でございますけれども、発売額は92億7,000万円ということで前年度比88.8%、入場者数につきましては69万8,046人ということで前年度比93.0%で、このところ若干上向きになってきている状況でございます。詳細につきましては、下の表のとおりです。以上でございます。

○大宮惇幸委員長 ありがとうございます。それでは、冒頭高前田農林水産部長から説明がありました平成20年岩手・宮城内陸地震及び岩手県沿岸北部を震源とする地震による農林水産業関係の被害状況と復旧、復興に向けた対応についてを含めて、この際、質問ございませんか。

○新居田弘文委員 それでは、今お話がありました地震関係についてお伺いします。

実は、岩手県沿岸北部地震につきましては、我々当委員会も県内調査ということで、ちょうどその日は久慈のホテルに滞在しておりまして、震動といたしますか、その被害の恐ろしさを体で感じたところでございます。早急な対応に感謝を申し上げながら質問いたします。先ほど農業関係24億円余の災害があったということでございますが、災害の1カ所当たりの復旧事業費の規模によりまして、例えば40万円以上については一般災害、あるいはそれに激甚災害指定されたことによって上乗せの国庫の補助等がありますし、それから40万円から13万円までについては例えば今回特に奥州市、一関市の被害が大きかったわけでございますが、旧一関市と旧衣川村については農地災害等についても激甚災害の対象になったということで局地激甚災害指定になったわけでございます。それから13万円以下の小規模災



害ということで、大きく三つの区分に分けられるかと思いますが、例えば先ほど農地災害では 384 カ所あったという説明がありましたけれども、この 384 カ所のおおよその箇所数といえますか、40 万円以上とか、あるいは 40 万円から 13 万円、あるいは 13 万円以下についてどのような状況になっているのか御報告をお願いしたいと思います。

○沼崎農村建設課総括課長 農地・農業施設の被害の関係でございますけれども、資料にございますとおり 801 カ所ということで、そのうち農地が 384 カ所、それから農業用施設が 413 カ所となっておりますが、現在災害査定が進められておりますけれども、現在のところ 40 万円以上とそれ以下の区分をしてみますと、農地については約 85%が 40 万円以下となっておりますし、施設については約 8 割が 40 万円以下となっております。皆さん御存じのとおり今回の震災では水田が隆起したり、あるいは沈下したりということ、それから田面に亀裂、クラックが入ったり、それから畦畔が崩れたりとか、それから小さなため池が点在しているのですけれども、その堤体が沈んだり、あるいは亀裂が入ったりというような、非常に小規模な災害が多く、おおむね 8 割から 8 割 5 分がそういう小規模な災害となっております。

○新居田弘文委員 わかりました。ということは、先ほど述べられました農地ですと 384 カ所、農業施設を含めると全体で 801 カ所ですが、農地については 85%が 40 万円から 13 万円と、それから施設については 8 割が 13 万円から 40 万円というところで区分されるというお話でございまして、それだけ箇所数がここに集約しているというのが被害の実態でございます。

そこで、実は最初に触れましたように国の激甚対策の指定になったところとならないところで国の支援の中身が大分変わってくるということで、非常に地域にとってもその復旧に大変な状況であるということを感じております。県でも、先ほど部長さんからもお話がいろいろ説明がありましたが、すべてを対象に県が支援するものではないというような説明のように私は受けとめたわけですが、小規模災害について今県で考えている内容をもう少し細かく具体的に教えていただければ幸いです。お願いします。

○沼崎農村建設課総括課長 小規模な農地あるいは農業施設の復旧対策についてでありますけれども、先ほど部長が申しましたとおり、9 月補正に向けて検討しているという段階でございます。いずれ現地のほうでは農家の皆さんが波板トタンを田面に立てたりして減収を最小限に食い止めようとして努力なさっているということ、それから現地のほうからの声を聞いたりしますと復旧工事に経費がかさむのであればもう耕作放棄するしかないとか、あるいは農地を捨てれば集落も廃れるというような非常に厳しいというお話を承っております。40 万円とか、あるいは 13 万円といいたしても現在の農業情勢、あるいは住宅も含めて被災した農家の皆さんからすれば負担に耐えがたいという状況もあるということは理解しているところです。

今回特に被災しました地域というのは、1,200 年以上前から水陸万頃の地と言われ、水と土に恵まれた地域であります。我々も何とかできるだけ早く農地あるいは施設を復旧して

農家の負託にこたえたいと考えておりますけれども、国にも先月知事を筆頭に40万円以下の農地等について地方財政措置をとってくれないかというようなお願いをしましたが、例えば新潟の北越地震あるいは能登の地震の際にも国ではなかなかそれを対応できなかったということもあって、実現は厳しいというお話もいただいています。

そこで、県としては、県はこれまでさまざまな災害に直面してきたわけですが、その際にどんな対応をしてきたのかということ、それから今の県の財政状況を踏まえて、これから起こるであろう災害に向けてどのような対応をしたらいいのかなど、そういうことも考え合わせつつ市町村との役割分担、その辺を総合的に検討しているところでございます。いずれ危機を希望に変えるというようにいわて希望創造プラン、その実現に向けて県がどうしたらいいのかということ、今一生懸命考えているところでございまして、なかなかこの場で詳細なところを申し上げられるまでには至らないことをお許しいただきたいと思っております。

○新居田弘文委員　そこで、きょうの新聞で拝見しましたが、知事はきのうの記者会見で県単で住宅再建、独自の補助ということで、全壊、移転計5世帯に上限がありますけれども、このような対策を講じるということで発表されています。本当にありがたい、地域にとっては助かる施策だなということで評価したいと思っております。

そういう意味におきまして、今沼崎農村建設課総括課長からもお話あって、いろいろ情報収集もされているようでございますが、まさに小規模災害と言いつつも地域、その個人にとっては大切な農地であり、あるいは田んぼの整備をきちっとしなければ、かんがい用水の効率的な利用もできないとかさまざまな弊害が出てきますし、放棄しますとさっきお話あったように耕作放棄地になりかねないという状況の中で、何とか手当てをしてやるべきではないかなと思っております。

そこで、実は奥州市でもいろいろ情報を聞いてみましたら、単独でも国などの制度に該当しない団体で行う経費13万円未満の復旧事業について3分の2を補助するというような取り組みも過日の補正予算で計上したということで聞いております。これらについてもせっかく対応する市町村がありますので、県も厳しい予算とは言いつつもその地域の自主的な取り組みを支援する形で、ぜひ9月までに検討するというのではなく、9月で計上しますというぐらいの前向きな姿勢を示していただきたいと思っておりますが、部長さんから決意を聞いてみたいと思っております。

○高前田農林水産部長　このたびの地震被害の特徴が、先ほど来御説明申し上げてますように極めて小規模な農地被害が多いと。全体の被害箇所の大體8割を超えるところがそういう被害であるということが一つの大きな特徴だろうと思っております。こういったようなことから、いち早くそういう問題意識を私どもも持たせていただいております。まずはできることからやろうということで、まず一つは7月の中旬に知事に農林水産大臣に対する要望という形で、こういった小規模被害についての支援措置を講じていただきたいということで要望したわけでございます。それからあわせて今できることということで先ほど

来お話ございますが、農地・水・環境保全向上対策、そして中山間地域等直接支払制度交付金といったようなものの活用ということで、今できることを積極的にやっていきたいと思います。ということで、集落まで入っているいろんな話をさせていただいているところでございますが、それによってもまだ対応できないところが依然としてあるということも、これも事実でございます。そういったようなものについては私ども農林水産部としては何とか来春の作付に影響が出ないような形での復旧というものを実現していきたいという思いでございます。

既に奥州市等でもそういったような予算措置を講じていただいているということは承知しておりますので、そういった市町村の取り組みということと連携するような形で、県が一体何ができるかというようなことを、これからしっかりと考えていきたいと思っております。いずれ農地というのは農業生産の基盤でございます。これを何とか復旧させるということがやはり私どもの役割だろうと思っておりますので、9月補正予算に向けてしっかりと検討していきたいと思っております。

○柳村岩見委員 災害査定においては、あるいはまた被害状況の加算方式について市町村の職員能力だと言われていて、市町村の職員能力がないと要するに自分の管内の農地、社会資本、そういったものの被害の見積もりができないということがあって、能力が高いところは非常に多くの復旧予算を確保するのだということになって、次は国の災害査定で、きょうその話が出てもいいと思うのだけれども、40万円以下だというのが活断層に従って飛び飛びに起きるといった場合には合算してしまうのだというようなことをお願いするとか、鉛筆をなめるとか、なめてもらおうとか、そういうような腹芸というものが既になければならぬ。あとはかかったかからない、その分については県単だ、9月補正だ、市町村でも対応している、そんな議論の程度で終わってはだめなのさ。現実問題として鉛筆をなめると昔から言われて、今は鉛筆をなめないのか。今だって鉛筆があったらなめる、そういうようなことを積み重ねた上で、しかしはみ出ますよと、これはもう言いようがないと。どう繕ったって、そんな国のフォローを局地の関係に持っていけないとなったときはしょうがなく県単になるのであって、あるいは市町村支援を得てやるのであるのだから、その辺の腹構えはいつも持ってやるように。答弁要らない。

○関根敏伸委員 競馬の発売状況については毎回のように御説明をいただいておりますが、私のほうからは改めて現状の民間委託に向けた交渉の状況について整理をさせていただくという意味で、まず質問をさせていただきたいと思っております。

改めてですが、5月の企画提案委員会において日本ユニシスさんが最優秀賞ということで5月28日からるる交渉がされておると聞いておりますが、最終的には10月を目途に民間委託をするのかどうか、競馬組合がこのままで運営していくのかどうか決断をされるという状況でありまして、残すところあと二、三カ月という状況の中で、現状でこの交渉がどういった段階にあるのか、あるいは交渉の中で協議されている部分もなかなか双方が折り合えない部分でありますとか、そういった部分がどういったものがあるのか。お話しできる部分、できない部分もあろうかと思っておりますが、頭を整理させていただく意味でちょっとお話

を聞かせていただきたいと思います。

○千葉理事 競馬事業の民間委託拡大の日本ユニシスとの交渉状況ということでございますけれども、本来交渉の透明性を確保するというので、いろんな折に触れまして公開するといえますか、公にしたいところですが、今の段階では相手方の関係もございまして、なかなか具体的に公開することができないという部分があります。

5月の末に日本ユニシスが最優秀提案になりまして、その後いろんな形で協議の調整を行っているところでございます。今の段階では、企画選定委員会でもいろいろ問題になったところですが、例えば初年度の売り上げのグロスの問題ですね。200億円と彼らは言っておりますけれども、そういったのが本当にそれでいいのかどうか、あるいは賞典費がそれに伴いまして現在よりもかなり大幅に下がる格好になります。そういった問題でございますとか、あるいは収益保証の割合といったものが現在問題になっているところでございます。

そういう意味で、その中で日本ユニシスではいろんな岩手競馬に対する情報収集といえますか、厩舎関係者と意見交換を行いまして、あるいは組合職員との意見交換等も行いながら、この岩手競馬の現状といえますか、もっと把握しようというような形で今作業を進めているところでございますし、我々のほうとユニシスサイドでは、今後の交渉といえますか、課題といえますか、あるいは認識、そういったずれも若干ございますので、そういったところのすり合わせを今行っているという状況でございます。

○関根敏伸委員 本当に重要な局面だろうと思っておりますので、余り突っ込んだ質問をさせていただくのはばかられるわけですが、今のお話ですと収益保証率の問題、賞典費の問題、あとは私どもにいただいている資料でありますと実施期間の5年、あるいは半年前の解約であるとか、あとはユニシスさん側は元金の返済ルールの変更というようなことにも言及しているということも聞いているわけがあります。県民もそうだと思いますが、やはり競馬の今の状況、今話あったとお見直し後は101%で推移をしておりますが、前年対比は10%以上落ち込んでいるという現状の中で、今年度の収支均衡も含めて来年以降の行く末というのをかなりかたずをのんで見守っている。その中で民間委託拡大の合意に向けた期待というのもやはりあるのではないかと考えておるわけなのですが、そういった意味においてこの交渉の行く末、これは相方が合意しなければならないことだと思いますが、県側の判断、先方の判断それぞれあると思うのですが、どんなものなのか、現状のこの10月という決まったスケジュールの中で、もう少々お話をいただける部分があるのであれば再度お話を聞かせていただきたいと。

○千葉理事 10月に管理者副管理者会議にかけまして民間委託拡大をするかどうか最終的に判断したいという状況になってございますけれども、スケジュール的には委員御指摘のように大変厳しいといえますか、難しいスケジュールになってございます。いずれこれから精力的に協議、調整を進めるしかないのかなと考えております。いずれにしても、民間委託拡大の実施に踏み切るかどうか、まさに我々が現在やっております実施方法といえますか、

それが現行に比べてよい方法なのかどうか、それからその方法が厩舎関係者、競馬関係者のみならず、議会あるいは一般の方々、それも含めて納得できるような内容なのかどうか、そういったものが一番ポイントになるのではないかなと思っております。

当方としましても現在 101.6%で推移はしておりますけれども、これからどんな状況になるかまだ予断は許さない状況ではございます。今後我々のほうとしても来年度以降の収支をどういうふうに組めばいいのかも検証する必要があると思ってございますし、それらと比べながら相手方からの提案といたしますか、それらを比較考慮しながら最終的に10月ころをめどとしまして民間委託拡大に踏み切るかどうか、それを判断してまいりたいと考えております。

○関根敏伸委員　そもそも民間委託拡大をやっというふうな方針の大前提のねらいの中には、持続可能で安定的な競馬事業が運営できるかどうか、そして収益確保による構成団体融資が着実に返済できるかどうか、あわせて民間企業であるがゆえにその資金力を期待して追加投資の可能性が見込めるのではないかと、こういったことがあろうかと思っております。そういった意味で、私は拡大を目指してというか、道を開いたということには大いに歓迎をいたしますが、やはり同時に今答弁があったように現状の組合直営と比べて民間委託がよりよいものであるのかどうかということが当然最終的な判断なのですけれども、よりよい判断のよりどころというのが今の現状だとなかなか見えづらいというのが県民からすると本音ではないかなと思いますし、仮にこれが交渉がうまくまとまらなかったときに県民が受けるさまざまな思いというのが、競馬は大丈夫なのかというようなマイナス的なイメージにとらわれてしまいがちではないのかなと考えているわけでありまして。ある新聞によると今後交渉が明暗を分けるというような書かれ方もしているのですが、果たしてこの交渉が競馬そのものの明暗を分けるものなのかどうか、あるいはそういった段階ではなく、仮に今回の交渉がうまくいかなかったとしても広く現在の運営状況も含めてやっていけると、あるいは次なる手があるのだというような認識の上で、現在交渉を進めていっちゃうのかどうか、非常におおざっぱな質問の仕方なのですが、県並びに競馬組合の民間委託に向けた現状の認識を再度聞かせていただきたい。

○千葉理事　現在の新計画、単年度収支の均衡というところで、大変厳しい計画と言いますか、単年度収支ごとですので、来年度、実際やれるかどうか、やってみなければわからないものですから、そういう状況の計画で今我々は運営しているところでございます。

民間委託拡大というのは、かなり中長期的に継続的に運営できるというような手法として非常に重要な選択肢ではないかなと考えてございます。ただ、その具体的な内容等を含めまして、それは本当にそうなのかどうか、そういったものを十分確認する必要があると思っておりますし、それから今も御質問がございましたけれども、仮に民間委託拡大ができなかったといたしますか、合意に至らなかった場合にどうなるかといいますと、結果的には我々の今のやり方、単年度収支の均衡を目指すというようなやり方でやっていくと。それはやっていかざるを得ないといえますか、その選択しかないというようなところだと考えております。

○関根敏伸委員 わかりました。今年度の状況については10月で判断する上で、交渉の合意に至らなかったならば、来年度当然競馬組合が収支均衡という大前提のもとで運営をされるということになるかと思いますが、それで平成21年度運営が開始されたとしても平成21年度以降、民間委託拡大に向けた再度の方向性を検討していくというお考えはあるのでしょうか、ないのでしょうか。そこをちょっと聞かせていただきたいなと考えています。

たしか説明会には、十数社手を挙げられたと。その中で申請されたのが3社、最終的には2社が企画提案をされて、現在1社に最優秀企画賞を与えて交渉中というわけですが、十数社が手を挙げられたという形の中ではやはり競馬に対してさまざまな魅力を感じて説明会に来たと。ただ、やはりさまざまなハードルがあって具体的に企画提案には応じなかったところが現状の結果であろうと思いますが、来年度直営でやりつつ新たな民間委託拡大に向けた動き等に関してはどう考えておられるのか、あるいは今回の交渉を通じて、県として、組合として環境整備をしていく、あるいはハードルを下げる、さまざまな意味で何か現状としてお考えを持っていらっしゃるのかどうか、仮定の話で恐縮ですが、その辺聞かせていただきたいと思います。

○千葉理事 仮に今回のユニシスとの民間委託が合意にならなかったという、その後を具体的に想定はしておりませんので、大変お答えはしにくいのですが、いずれにしても仮にユニシス側と民間委託拡大が合意できなかったとなれば、我々が今の方式でやらざるを得ないということはそのとおりだと思います。ただ、その先を見まして、さらに先に民間委託拡大の道があるのかどうか、それにつきましてはその時点にならないと、今の時点でその先まで読んで、仮にだめだったときはその次というようなことをまだ考えてございませんけれども、先ほどお話ししましたけれども、民間委託拡大の方式自体が必ずしも競馬の継続性という意味からすれば、私は一つの重要な選択肢ではないかというふうには考えてございます。そういう意味では、仮に今回ユニシスがだめだった場合でも将来的には何らかの形で民間委託の拡大を再度検討するというような可能性はあるのかなという気持ちを持っています。

○菊池勲委員 関根委員の質問と答弁聞いていて、今もそんな状態なのか。私は融資に賛成した一人だから、当然順調にしてくれるものと、テレビ、新聞を見ながら信じているのだよ。ところが、委員会での質問に対する千葉理事の答弁を聞くと、本当にあしたにでもだめなような空気だものな、元気がないのだよな。県民の一人として、どういう展開に行くのか聞きたいのだけれども、新聞、テレビでは時期ごとにその結果が出てくる。私は、かなり下方修正をして絶対大丈夫な方向に展開してくれているものと期待しているわけだ。依然としてこんな答弁のやりとりを聞いていると、あのときの臨時議会は何だったんだろうなと思って1人で反省して黙って聞いておった。やっぱり修正したら、よし、これでいけるといふぐらいの気持ちで進まなければ。それこそ岩手、宮城の内陸地震ではないのだけれども、風評被害で各旅館業者はすべてキャンセルで、もうだれも来ていないというところがいっぱいあります。岩手競馬もそれとやや似ているのかなというような感じを持っていて、お任

教えてくださいと、今一生懸命やっているのだというような答弁なんかできないものかな、部長さん。いつも暗い答弁ばかりで、聞いているほうが疲れるよな。修正を何度もしたのだけれども、あとはするのがなくなってきたのだよ。今の答弁だと賞典費を削る方法しかないということは、走らせるばかりで賞金は与えられないということになるのだ。出走手当などで競馬なんかできっこない。馬主がそこにおるわけないのだから、私は限界のすれすれまで来ていると見ているのだけれども。馬券を買う我々ファンも賞金の少ないレースにはかける気持ちになれないよね。特別レースのときは1着賞金が1,000万円単位のものがあるよね、年に何回か。あれなんか見ると、自分が賞金をもらうわけではないのだけれども、何とかかけがいがある感じで、ファンというのはみんなそうだと思って見ているのだけれども。どんどん大きなレースをなくして、地元の馬だけで走らせる、それは結構な話なのだが、いまだに正規の委員会で、後ろにはマスコミがそろっている、そこでこんな答弁のやりとりをしているのを聞いていると、私は存続に命をかけて賛成したつもりだったのだけれども、あれは失敗だったのかなと時々反省したりして、今千葉理事の答弁を聞いていると、質問する関根委員のほうのはっきり質問しているのだよね。答弁するほうは全然聞こえないんだよな、これはどういうことなのだ。おれは耳が遠いから、そのせいかな。私はそうではないと、もう少し誠心誠意のある答弁をして、堂々とその払拭にこたえられる答弁をしてもらわないと、せつかく希望を貫いた330億円はどこに行っているのか。私はそれに命をかけるつもりで、あれからもう2年近くになるわけですよ。そんな気持ちで委員会があるごとに、平気でこういう計画の試算を出すから当然質問せざるを得ないのだよな。たまにこの資料なんか委員会なんかしてみたいものだね、委員長。どうも報告は大事だけれども、はっきりした方向は出ないのだから、こんな質問が出るのだと思って、毎回気にしながらこんな質問するわけですけれども。部長さん、あなたの答弁を聞いているとすっきりするのだけれども、隣の答弁を聞いているとうんざりするのだよね。同じ競馬に携わる2人であって、どういうふうに違うのか、そこを両方とも答弁をお願いします。

○高前田農林水産部長 岩手競馬の見通しについてのお尋ねでございます。

330億円の融資を受ける際に大変な御議論をいただいて、この融資によりまして岩手競馬の継続ということが決まったわけでございますが、あの融資に当たって私どもに課せられた使命というのは、これ以上の県民負担を発生させないで岩手競馬を継続していくということだろうというふうに認識をいたしております。昨年度も3回に及ぶコスト調整ということがございました。そういったような中で、平成12年以来、初めて赤字が発生しなかったといったようなことの実現ができたわけでございます。最近の状況を申し上げますと、きょうも御報告をさせていただきましたが、6月26日に実施をいたしましたコスト調整による見直し後の収支計画において、これまでのところ計画を達成をしております。

それから、もう少しつけ加えさせていただきますと、前年度の売り上げの動向と比べてみますと、前年度よりも最近のほうがわずかではございますが、落ち幅が圧縮される傾向になってございます。まだまだ予断を許さないという状況ではございますが、私どもとしては今

後とも岩手競馬の存続に向けて全力を傾けて、そして今年度も収支均衡を達成していきたいと、それが今後の岩手競馬の存続、継続につながっていくと考えております。

その一つとして、将来的な安定的な岩手競馬の運営ということの選択肢の一つとして現在民間委託についても検討しているところでございますし、万が一そういった民間委託の実現ということがなかった場合でも、安定的に岩手競馬が継続できるように今後とも引き続き努力をしまいたいと考えているところでございます。

○千葉理事 今年度の見通しでございますけれども、今部長のほうからもお話し申し上げましたとおり、現在6月に収支調整を行っておりまして、その経過につきましては計画を十分に達成しているというような状況でございます。また、前年度比も大分乖離が少なくなってきたという傾向でございます、大変いい傾向ではないかと思っております。ただ、昨年もお盆過ぎに馬インフルエンザが発生しまして、売り上げが大幅に落ちた、そういうこともございます。そういう意味で現場を預かる私どもとしましては、まだまだ予断を許さないというふうに考えてございます。

いずれ今年度どんなことがあっても来年度につなげるように収支均衡といえますか、黒字を達成しながら来年につなげていきたいと考えてございますので、今後ともひとつよろしく御支援をお願いしたいと思っております。

○工藤勝博委員 お昼時間を過ぎましたけれども、手短かに三つほどお聞きしたいと思っております。

一つは、畜産、酪農対策はそれなりに農家の皆さんには経営的にも大変いい方向にいつていると思っておりますけれども、生産資材が高騰しているということで、きょうの新聞でしたか、農業法人の倒産といえますか、そういう記事もありましたけれども、農業法人の経営の実態はどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

また園芸農家においては燃料が高騰した、いずれ省エネあるいは脱炭素・石油の経営に取り組んでいかなければ今後の経営の発展もないだろうと思っておりますし、推進においても園芸品目を拡大すると言いつながらも、特にもことしのように生産量が上がっておりますけれども、市場単価が落ち込んでいると、実際は経営的にはさらに厳しくなる要素を含んでおります。それらの指導等の強化も当然していかなければならないと思っておりますので、その取り組みをお聞きしたいと思います。

また、先日の委員会の調査で県北に行ったわけですがけれども、葛巻町、県北、九戸を中心にカラマツの木が大変食害を受けておりました。マイマイガといいましたか、ガが大発生ということで、木そのものの生育には大して影響はないよと森林組合の皆さんも言っておりましたがけれども、地域の住民にすれば夕方電気もつけられない、外灯もつけられないというような状況で、大変影響があるなど。その辺は今後どういう形で対策を練っていくのか。何年かごとに大発生しているみたいなのですね、その辺の取り組みもあわせてお聞きしたいと思います。

○徳山農業振興課総括課長 農業法人に対する今般の生産資材高騰の影響でございますけ



れども、はっきりとしたデータを持ち合わせておりませんが、一般的なことで申しわけございませんけれども、まず原油価格等の影響によりまして生産価格が非常に上がっておりますので、農業法人といいつつも経営基盤が強化しているところは、ある程度耐えられると思えますけれども、これ以降資材高騰が続きますとやはり大きな影響が出てくることは避けられないと思っております。

あと畜産関係の法人につきましては、先ほどお話しがありましたように非常に厳しい状況になっている。また、今般の経営安定対策でできました集落営農組織、この中でも特に法人化が進んでいるものもございまして、この中で米価下落による影響については先ほどお話ししましたように、ある程度回避しておりますが、やはり設立後間もないところでは基盤強化というような面で盤石でないと思っておりますので、今後資材高騰の影響が顕在化していくものと思っております。

○川嶋農産園芸課総括課長 施設園芸関係の影響でございますが、昨冬からいずれ資材高騰、特に燃油高騰の影響が非常に厳しい状況になってございまして、それぞれの生産者の皆さんが燃油をいかに省エネタイプにするかということでの機械設備の見直し等の取り組みをやっていただいております。いずれ先般国から示されました緊急対策の中には省エネタイプの機械、施設等への見直し、あるいは施設整備の見直しというようなことでの対応策も出てございます。国からのそうしたことについての調査も来てございますので、それに的確に乗りまして対応をしっかりとやってまいりたいと思っております。特に施設園芸関係につきましては、これから冬場にかけての問題が顕在化してまいりますので、早目早目に皆さんの意見を伺いながら、的確に対応できるようにしてまいりたいと思っております。

○中村整備担当課長 マイマイガの発生についての御質問がございましたけれども、委員御指摘のように葛巻とか内陸の北部のほうでマイマイガが大発生しているというのは我々も聞いているところでございます。ただ、マイマイガの場合は大発生しますけれども、二、三年で終息するというところで、特に森林については対策を立ててはございません。

また、大発生しても天敵とか、そういったものの関係で終息していくというような虫でございまして、カラマツについてもある程度の太さの大きいものは枯れることはございません。また、ちょっと樹齢の小さいものでは枯れる場合もあるように聞いておりますけれども、二、三年で終息するし、大きなカラマツも枯れることはないということでございます。

ただ、市街地にもマイマイガの成虫が大発生しているというようなことを聞いてございますけれども、こちらのほうにつきましては環境の部分といいますか、そちらのほうの対応という形になるかと思っておりますので、林業サイドといたしましてはちょっと何ともしようがないというところがございます。

○工藤勝博委員 ありがとうございます。一つだけお願いしたいなと思っておりますけれども、省エネの設備なり機械、そういう資材が大変多く出回っております。それらも一堂に会して生産者の皆さんといえますか、展示会みたいなのをやっていただければ導入も早いのかなと思っておりますので、その辺を検討していただければありがたいと思っております。

毎年研究センターのほうで公開をやっていますよね。そういうときにでも今年度の目玉として重点的にそういうものを取り上げてもらえればいいと思います。よろしく願いします。

○川嶋農産園芸課総括課長 委員御指摘のとおり、これから農業研究センターの成果等の展示もごございますし、農業機械化展など大規模なものもごございますので、ぜひそういう点に重きを置いた展示ができるように検討してまいりたいと思っています。よろしく願いします。

○大宮惇幸委員長 ほかにごいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大宮惇幸委員長 なければ、これをもって本日の審査及び調査を終わります。

農林水産部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。委員の皆様はお待ちください。

次に、9月に予定されております閉会中の委員会についてであります。期日は9月3日ですが、この委員会調査は現地調査を行いたいと思います。いわての森林づくり県民税を活用した取り組みについてということで、紫波町に行ってきたいということであります。詳細については、後日委員の皆様方にお知らせをいたしますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。